

土曜日の教育活動推進プロジェクト①

～地域や企業の支援による教育力の向上～

＜土曜日の教育活動推進に向けた具体的方策＞

1. 学校教育法施行規則の改正
2. 土曜日教育ボランティア運動の推進
3. 土曜の教育活動推進プラン(平成26年度予算案)の着実な実施

1. 土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正

- 子供たちに、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。

2. 土曜日教育ボランティア運動の推進

- 官民の連携によって、「土曜日教育ボランティア運動」を推進することで、子供たちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現。教育ボランティアへの参加者も、これまで学んだ成果を生かす自己実現の機会に。

土曜日教育ボランティア応援団の設置
(多様な賛同企業・団体で構成)



土曜日教育ボランティア推進本部の設置
(文部科学省) 本部長：文部科学大臣

大臣以下
職員による
率先実行!!

＜今後の主な取組＞

- (企業等と連携) ・ 賛同企業・団体等の協力による土曜日学習会など出前授業等の推進・普及啓発
- ・ 特設HP開設(企業・団体等の出前事業、学校や地域、PTA、おやじの会等の事例掲載)
* 学校・教育委員会と企業・団体とをつなぐマッチングも実施予定
- (文科省) ・ 文部科学大臣が教える土曜日学習会(12月14日(土)板橋区立成増小学校で開催)
- ・ 文部科学省職員によるボランティア参画の促進(事前研修やフィードバック)

土曜日の教育活動推進プロジェクト②

～地域や企業の支援による教育力の向上～

3. 土曜日の教育活動推進プラン（平成26年度予算案）の着実な実施

①学校における質の高い土曜授業の推進のための支援策

土曜授業推進事業（1億円）

○質の高い土曜授業を推進するため、効果的なカリキュラムの開発、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援するとともに、その成果を普及。〈委託事業：全国約35地域(約175校程度)をモデル地域として指定〉

②地域社会や産業界と連携した土曜日の教育活動の充実のための支援策

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業（13億円）

○土曜教育コーディネーターや土曜教育推進員(企業人(現役・退職された方)や、公務員、研究者、在外経験者等多様な人材を想定)を配置し、年間10回程度の体系的・継続的プログラムの実施を通じて、土曜日の教育支援体制等を構築。
〈補助事業：小学校3,000校区、中学校1,500校区、高等学校等350校区〉

～これらの取組を着実に実施していくために～

＜土曜日の教育活動の円滑な実施のためのアドバイザーの委嘱＞

- 土曜教育コーディネーターを対象とした、産業界との協働による研修会の企画・立案
- 効果的な取組の実践や、学校や企業等のマッチングに関する指導・助言
 - ・学校と地域社会や産業界等との連携、企業ボランティア参画のための仕組みづくり
 - ・土曜日ならではの効果的なプログラムづくり 等

＜文部科学省職員によるボランティア参画の促進＞

- 土曜日の教育活動の推進のため、文部科学省職員によるボランティア参画を促進
- 教職経験のある職員による「教え方講座」など、事前研修やフィードバック